

由緒書
 京都町奉行支配
 御茶師
 上林春松

由緒書

本國丹波

生國山城

京都町奉行所支配

御茶師

養子

上林春松

未歲四十四

文恭院様御代文政七申年十一月養父春松跡相統被仰付、同八酉年四月廿八日西町奉行於(付箋)「所司代御關中二付西町奉行於御役宅二被仰付候事」御役宅、町奉行牧備後守・須田大隅守・御目附伊奈熊藏・高山真次郎・御數寄屋頭村田惠齋御立会二而誓詞被仰付、如養父時御召方御茶御用相勤、公方様・右大將様江每年為年頭御祝儀御茶釜五本入一箱宛、公方様江每年五月御夏切御茶一壺献上仕、毎年御茶袋紙五拾枚拜領仕、未年迄二十四年相勤罷在候

京都町奉行支配

御茶師見習

上林春佐

未歲十一

弘化四未年五月見習被仰付相勤罷在候

一先祖(初代)

上林春松

宇治二而御茶仕立罷在候処、権現様御代年月不知御茶御用被仰付相勤江府江参上仕、年月日不知御柄杓拾本入献上、御目見仕、御暇之節金壹枚頂戴仕、慶長九辰年九月十一日病死仕候

一先祖(二代)

上林春松

台徳院様御代年月不知養父春松跡相統被仰付、如養父時御用相勤江府江参上仕、年月不知御柄杓拾本献上、御目見仕、御暇之節金壹枚頂戴仕、元和五未年十二月十三日病死仕候

一先祖(三代)

上林春松

大猷院様御代年月不知養父春松跡相統被仰付、如養父時御用相勤、年月不知御柄杓拾本入献上、御目見仕、御暇之節金壹枚頂戴仕、寛文十一亥年正月廿四日病死仕候

一先祖(四代)

上林春松

常憲院様御代年月不知養父春松跡相統被仰付、如養父時御用相勤江府江参上仕、年月不知於御白書院御納戸構御柄杓拾本献上、御目見仕、年月不知於躑躅間若年寄衆御姓名不知被仰渡御暇被下置金壹枚頂戴仕、宝永三戌年六月廿三日病死仕候

一先祖(五代)

上林春松

文昭院様御代年月不知養父春松跡相統被仰付、如養父時御用相勤、寛保二戌年三月奉願隱居仕罷在候

一高祖父(六代)

上林春松

有徳院様御代年月不知父春松跡相統被仰付、如父時御用相勤、延享四卯年十月廿五日病死仕候

一曾祖父(七代)

上林春松

惇信院様御代延享五辰年月不知養父春松跡相続被仰付、如養父時御用相勤、寛政四子年十月奉願隱居仕罷在候

一祖父（八代）

上林春松

文恭院様御代寛政四子年十月父春松跡相続被仰付、如父時御用相勤、文政四巳年五月奉願隱居仕罷在候

一養父（九代）

上林春松

文恭院（家斉）様御代文政四巳年五月父春松跡相続被仰付、如父時御用相勤、同七申年十一月奉願隱居仕罷在候

一祖父養父私遠慮逼塞閉門等都而御咎之儀無御座候、以上

弘化四未年十二月

上林春松

二三一 公儀書上由緒書并親類書尾州書上由緒阿州書上由緒書

（前略）

由緒書

京都町奉行所支配

本国 丹波

御茶師

生国 山城

実子

上林春松

亥歳二十八

温恭院様（家定）御代安政五午年二月父春松跡相続被仰付、同年五月十二日所司代於御役宅、本多美濃守殿・町奉行浅野和泉守・岡部備後守・御目附城隼人・平岡鐘之助・御数寄屋頭野村休成立会二而誓詞被仰付、如父時御召方御茶御用相勤、公方様・右大将様江毎年年頭御祝儀御茶釜五本入一箱宛、公方様江毎年年五月御夏切御茶壺壺献上仕、毎年御茶袋紙五拾枚拝領仕、亥年迄六年相勤罷在候

一先祖（初代）

上林春松

（粹囲み）

清和源氏多田満仲より出、丹波国住人赤井又二郎基家之後統上林加賀守入道宗印三男権之祐儀剃髮仕春松与改、御茶仕立罷在候処

宇治二而御茶仕立罷在候処

権現様御代年月不知御茶御用被仰付相勤江府江参上仕、年月日不知御柄杓拾本入献上、御目見仕、御暇之節金壹枚頂戴仕、慶長九辰年九月十一日病死仕候

一先祖（二代）

上林春松

台徳院様御代年月不知養父春松跡相続被仰付、如養父時御用相勤江府江参上仕、年月日不知御柄杓拾本入献上、御目見仕、御暇之節金壹枚頂戴仕、元和五未年十二月十三日病死仕候

一先祖（三代）

上林春松

大猷院様御代年月不知養父春松跡相続被仰付、如養父時御用相勤、年月日不知御柄杓拾本入献上、御目見仕、御暇之節金壹枚頂戴仕、寛文十一亥年正月廿四日病死仕候

一先祖（四代）

上林春松

常憲院様御代年月不知養父春松跡相続被仰付、如養父時御用相勤江府江参上仕、年月日不知於御白書院御納戸搦御柄杓拾本入献上、御目見仕、年月日不知於躑躅間若年寄衆御姓名不知被仰渡御暇被下置金壹枚頂戴仕、宝永三戌六月廿三日病死仕候

一先祖（五代）

上林春松

文昭院様御代年月不知養父春松跡相続被仰付、如養父時御用相勤、寛保二戌年三月奉願隱居仕、同三亥年七月廿五日病死仕候

一先祖（六代）

上林春松

寛保二戌年三月奉願隱居仕、同三亥年七月廿五日病死仕候

有徳院様御代年月不知父春松跡相続被仰付、如父時御用相勤、延享四卯年十月廿五日病死仕候

一高祖父(七代)

上林春松

惇信院様御代延享五辰年月不知養父春松跡相続被仰付、如養父時御用相勤、寛政四子年十月奉願隠居仕、同五丑年十二月廿八日病死仕候

一曾祖父(八代)

上林春松

文恭院様御代寛政四子年十月父春松跡相続被仰付、如父時御用相勤、文政四巳年五月奉願隠居仕、文久二戌年十月廿七日病死仕候

一祖父(九代)

上林春松

文恭院様御代文政四巳年五月父春松跡相続被仰付、如父時御用相勤、同七申年十一月奉願隠居仕、文久二戌年十月廿九日病死仕候

一父(十代)

上林春松

文恭院様御代文政七申年十一月養父春松跡相続被仰付、如養父時御用相勤、安政五年二月奉願隠居仕、文久二戌年十月廿八日病死仕候

一祖父父私遠慮逼塞閉門等都而御咎之儀無御座候、以上

上林春松

権現様御代先祖春松初而御茶御用被仰付、代々相勤、父春松安政五年二月隠居仕、私儀跡相続仕、御茶御用不相替被仰付、相勤罷在候

一祖父

上林春退死

一祖母

無御座候

一父

上林松翁死

一母

松平豊前守家来

遠縁類

小沢太郎右衛門死姉死

一

上林味卜

一

上林平入

一

酒多宗有

一

星野宗以

右之通御座候以上

慶応元丑年十月

上林春松

(後略)

親類書

京都町奉行所支配

本国 丹波

御茶師

生国 山城

実子

上林春松

申歳二十五

宇治郷および宇治茶関係記録について

○九四「宇治記」・二六四「宇治里袋」・三四二「茶ノ沿革」を翻刻紹介する。いずれも宇治郷および宇治茶に関してまとめられたもので、これまでもその内容は『宇治市史』等で利用されてはきたが、全面的な紹介は今回が初めてである。

いずれも野紙に墨で筆写されている。前二者の野紙は同版だが製造者は不明、「茶ノ沿革」の野紙にのみ欄外に「寺四南井上製」と刷り込まれている。前二者は、その内容および注記から、上林六郎家(代官・宇治茶頭取)に伝来した物を明治期に写したと見られる。「茶ノ沿革」にはまったく注記が付されないが、内容から明治維新後、新政府あるいは京都府に提出したものであろう。

前二者は、上林春松家一代秀利・松好の筆写にかかる。前項で紹介された由緒書類も彼がまとめたものである。後者も成立時期・筆跡から同人の手になる可能性が高い。彼が、幕末から明治初期にかけて、変動のいちじるしい時代に、宇治郷・茶として自家の歴史を後世に伝えるべく危機感を持って、これら史料の収集・筆写にあたったことは想像に難くない。

なお、編集上「宇治記」各項目の表題上部に○を付した。「茶ノ沿革」の翻刻文の△は割注をしめす。また○○は史料のママで、筆写時に判読できなかったようである。

○九四 宇治記

(朱筆)

「此帳面文化十四年閏十一月十九日西御役所当番方与力下田菅五郎へ相渡ス、御使中村弥右衛門卜書付有之事」
宇治記

上林松好 写之

○宇治町数家数并寺社数字宇治川往来船之事

一宇治郷と相唱申候本字菟道と認申候

但領庄之名無御座候

一宇治郷之儀者御茶御用人足相勤候二付国並夫役慶長年中より御免除

二御座候、右御免除之御朱印上林六郎方二御座候

但宇治近村・小倉村・寺田村・白川村・池尾村・高尾村・江津村之儀者付雇之村々と相唱へ、右御用人足宇治郷同様相勤候二付、
国並夫役等宇治郷同様御免除二御座候

一宇治郷 東西貳拾九町
南北貳拾四町

一宇治町数 貳拾六町 外貳町煙亡穢多
貳町亡所二成

一高 (原文空白)

一家数 四百九拾七軒

内 四百六拾五軒 家持
三拾貳軒 借家

